# 西ドイツ・一九五七年年金改革の考察(思想的背景)

#### はじめに

成立を促した人々や諸改革案に与えた影響などを考察する 記)において、世代間契約思想に基づく年金財政方式が新 実施された一九五七年年金改革(以下、五七年改革と略 ことによって明らかにしようと試みたものである。 や社会政策思想の内容及び、それらの思想が五七年改革の たに導入された理由を、当時の主流であった経済政策思想 本稿は、 戦後の西ドイツ(ドイツ連邦共和国)において

五七年改革における新年金財政方式の問題点

において、年金財政方式が従来の積立方式(期待額充足方

五七年改革は画期的な改革であった。すなわちこの改革

森 周

子

式

な変化によって、年金の役割は従来の最低生活保障から、 ともいう)が果たされた。財政方式と算定方式のこのよう namische Rente)(生産性年金(Produktivitätsrente) に変更され、それにより従前所得水準保障や、等価原則 応じた年金を支給するという、保険原理を基盤とする方式 移行した。また年金算定方式も、個人の所得水準や拠出に 方式(Abschnittsdeckungsverfahren)ともいう)へと ら、世代間契約思想を基盤とする修正賦課方式(期間充足 実質価値で支給される従前所得水準保障へと転換した。 (給付・反対給付均等の原則)を基盤とする動態年金(dy· (Anwartschaftsdeckungsverfahren) ともいう)

理に基づく算定方式との組み合わせは、後に多くの国々に

このような世代間扶養原理に基づく財政方式と、保険原

な枠組自体を抜本的に変革する方向 げや受給開始年齢の引上げなど)という方向と、そのよう が出されており、 代以降の経済・社会状況の変化の中、 度枠組のスタンダードとなっている。 枠組は変えずに、 困難性が明らかになっている。 て年金財政が逼迫し、低成長経済・少子高齢化社会のも 年金民営化案など)とに二分される。 世代間扶養に基づいて従前所得保障年金を賄うこと その路線は、 その枠内での調整を行う(保険料引上 現行の財政方式と算定方式 ゆえに様々な年金改革案 (積立方式への移行案 多くの先進諸国に しかし、一九七〇年

> 主義は、 草者の多くも、 後述)という経済政策理論が主流であり、 が 期待されるからである。 五七年改革当時のドイツでは、 自由市場経済秩序を推奨し、 この理論の影響を受けていた。 オルド自由主義 ゆえに社会保障に対 五七年改革の起 オルド自由

年金給付を受けられなくなる。 高齢者になった時に、 高齢者が多い少子高齢社会においては、 者の年金給付に用いられることから、 ことである。 払った保険料に見合った年金給付が確保されない、 賦課方式に基づく現行の公的年金保険制度の問題点は、 積立方式が提唱されるのは、 現役時代に支払った保険料が、同時期の高齢 これまで支払った保険料に見合った 現行の財政方式の代替案と 個々人が自分名義で年 現役世代が少なく、 現役世代は自分が という

金を積み立てることによって、拠出に見合った給付の確保

け取ることをさすからである。

しかも公的年金制度は主と

た。 てて、 に基づき、保険技術を用いて予め保険料を設定し、積み立 ましいと思われる。 出年金ともいう)、及び財政方式は積立方式であるのが望 定方式は掛金建て 義に抵触するような重大な問題点を抱えていたといえよう。 う点で、修正賦課方式は、社会的市場経済やオルド自 た。払った保険料に見合った年金額が確保されない、とい はなく、世代間契約思想に基づく修正賦課方式へと移行し 反映されたが、他方の新年金財政方式には反映されなか く給付を要請した。そしてそのことは新年金算定方式には しても、 公的年金制度が社会保険方式で運営される場合には、 すなわち新財政方式は、 それに見合った受給額を、 市場整合性すなわち保険原理 (拠出が予め確定していること。確定拠 なぜなら社会保険方式とは、 保険原理に基づく積立方式で 将来のリスク発生時に受 (等価原則) 保険原理 に基づ 由 算

(詳細:

は

採用され、

現在に至るまで日本を含む多くの国々の年金制

い。五七年改革の問題点は、社会保険方式で、算定方式にた給付を保障する、という社会保険の考え方にはなじまな

た拠出を賦課することを意味する。これは、方式とは税制に由来し、まず給付が確定し、

に伴う給付費用の増大を賄うために、修正賦課方式導入がに、合いでとの理解もある。当時においては、動態年金導入なかったとの理解もある。当時においては、動態年金導入なかったことである。
五七年改革における修正賦課方式への移行は、やむをえなかったことである。
なかったことである。
は、このようなかったとの理解もある。当時においては、動態年金導入なかったとの理解もある。当時においては、動態年金導入なかったとの理解もある。当時においては、動態年金導入がしている。

必然とされた。年金資産は当時、戦後のインフレや通貨改(3) とみなされた。世代間契約思想の登場によって、積立方式 配的であり、ゆえに修正賦課方式は時代の要求にも適合的 能とみなされた。積立方式を続行するためには、 革などの理由で枯渇していたので、積立方式の続行は不可 合った給付が保障される、という「等価原則の擬制」に、 費用を賄うため、修正賦課方式がやむをえず採用されたと 意味での保険原理を実質価値で保障するために必要な追加 り、年金算定面における保険料・給付関連性の原則という にこだわる古い思想が打破された、との指摘もある。つま 適切である、との意見が、当時の社会政策論者の中では支 不足気味であったことから、積立方式は年金財政として不 た。また、従来の年金財政運営においても、 大幅引上げが必要であり、それは政治的には不可能であっ され、ここにはまさに「等価原則の擬制」が存在していた。 だがそれにしても、世代間契約思想によって拠出に見 常に積立金は 保険料の

受給開始年齢の設定という形で予測しやすいことから、こ

貧困など)」に備える制度であり、

またリスクの発生を、

して「長生きのリスク(老後の所得稼得能力の低下による

のような社会保険方式になじみやすい。五七年改革におけ

る、算定方式は給付建て(給付が予め確定していること。

う組み合わせは、年金制度が税方式の場合は適合的である

が、社会保険方式の場合には適していない。そもそも賦課

拠出に見合っ

確定給付年金ともいう)、

財政方式は修正賦課方式、

とい

よう、という主張は皆無だったのだろうか。オルド自由主を用いても、真の等価原則を確保しうる積立方式を維持し

故だろうか。

保険原理強化の観点から、

何らかの非常手段

オルド自由主義論者から疑問や反対が生じなかったのは何

れる。

その基盤となる世代間契約思想への肯定的な評価が見て取 五七年改革成立の要因となった諸改革案には、賦課方式や、 に導入されたふしがある。一九五〇年代前半に起草され、 論者は見当たらない。むしろ当時、修正賦課方式は積極的 う観点から、修正賦課方式や世代間契約思想に異を唱えた が存在するが、積立方式による真の等価原則の確保、とい して、 式自体に反対したエアハルトや、資本市場への影響を考慮 義者の中には、 積立金を用意しない賦課方式に反対したレプケなど 動態年金や、強制保険という年金保険の形

る新年金算定方式と新年金財政方式の概要を見てみよう。 とについて本格的に考察する前に、まず五七年改革におけ のような財政方式が当時、容認されたのだろうか。このこ 想という扶養原理を基盤とした新財政方式である。なぜこ 心 新算定方式は、 保険原理を基盤としていた。問題は、世代間契約思 給付建てという不完全な形ではあるが、

#### Ξ 新年金算定方式と新年金財政方式

P は、

五七年改革以前は、年金額は、 被保険者年金部分(定額

Ξ

新年金算定方式

物価スライド制ではなかったため、一九五〇年代の高度成 持っていた。報酬比例部分とは、払い込んだ保険料に応じ 部分+報酬比例部分)と加給年金部分の合計によって算出 この算定式で算定される年金額は、 未成年の子供などの扶養家族がいる場合の支給部分である。 て計算される部分である。また加給年金部分とは、 れる部分であり、低所得層への最低保障としての機能を された。定額部分とは、賃金・保険料とは無関係に計算さ 所得比例ではあったが、 配偶者、

St(算入可能な被保険年一年当りの逓増率)という四つ の算定要素を掛け合わせて求められることになった。 率)、B(一般算定基礎)、J ため、年金額(R)が、 で見ると生活を維持できないほど低水準となっていた。 水準の上昇の中で、名目ベースでの年金水準は実質ベース 新年金算定式においては、このような問題点を克服する P (個人的年金算定基礎の百分 (算入可能な被保険年数)、

長期に入ると、現役世代の所得の上昇と、それに伴う物価

者の購買力や生活水準が保障されることになった。

B の引

価値で従前所得の六〜七割の年金額が保障され、年金受給

このような年金を、動態年金と呼ぶ。これによって、 その上昇率にスライドして引き上げられることになった。 Ę る社会的市場経済の労働力政策の反映」とも評価される。(10) 生活保障のための各個人の競争原理、などを指導原理とす とも呼ばれた。これは、 ることから、 グを伴いつつも、その時々の現役世代の賃金水準に依拠し、 (例えば一九五八年が受給開始年とすれば、 B は、 五六年)の被保険者全員の総労働報酬 の平均値である。これにより年金が、多少のタイムラ 年金受給開始年の前々年から数えた過去三ヶ年 五七年改革で生まれた新年金は、生産性年金 「労働の能率と生産性への刺激、 (=平均賃金年 一九五四、 実質 五.

される。

つまり各人の生産性に見合った年金額が支給され

Stは、老齢年金の場合は一・五%とされた。

額が算定要素に組み込まれていないからである。 全には果たされなかったことが分かる。 だといわれるが、上記の算定要素を見れば、この原則は完 給付も所得比例で、 で)との批判から、 が不利になる(保険料は長期的に増加傾向を辿っていたの 建てが提唱されていた。だがそれでは、 方式において、厳密な保険料・給付等価原則、 は、算定式に過去の保険料率が組み入れられるなど、 となった社会全体改革案(通称シュライバー・プラン)で ber)が一九五五年に発表し、 五七年改革の改革案の骨格 会学部の私講師でもあったシュライバー(Wilfrid Schrei: トリック企業経営者連盟事務局長であり、 新算定方式の特徴は、 両者間に等価原則を想定していること シュライバー・プランの影響を受けて 保険原理の強化、すなわち拠出も 古くからの加入者 保険料率や保険料 ボン大学経済社 つまり掛金 当時、 算定 カ

や、年金保険の財政状態などを総合的に考慮してスライド 金については、賃金や生産性及びその他の経済要因の推移 上げは新規裁定年金には自動的に適用されるが、既裁定年 -が調整されることになった。 に は やむを得ない事情で保険料を支払えなか · た期

は

掛金建ては却下され、

給付水準をまず決定して拠出率

間

(代替期間や脱落期間や加算期間)

も算入される。

また

決定が、

五七年改革における等価原則とは、 どちらも同じく当該被保険者の所得水準を基準に ゆえに、 拠出と給付の 197

をその変数とするような給付建てが採用されたのであった。

作成され、後に五七年改革に結実した政府の年金改革案で

してなされる、という意味での「等価」に留まっている。

### 三一二 新年金財政方式

賄われるとの世代間契約思想を基盤にしている。 世代になった時に受取る年金も、 金額は、 の方式は、 年間の見通しを作成する、という条件が付随していた。こ ように保険料が算定される。そして二年ごとに、今後三○ 度(一二ヶ月分)の支出相当額が期末に積立金として残る 間中支出される年金その他の必要経費を賄い、かつ最終年 険料収入と準備金(積立金)の利子と国庫補助金とで、 充足方式である。一○年を単位期間とし、その期間中の保<sup>(エ)</sup> 新しい年金財政方式である修正賦課方式の別名は、 その時期の現役世代が賄い、その現役世代が老齢 一〇年の単位期間内に年金受給者の受け取る年 同様に後代世代によって 期間 期

## 四 三つの思想と社会全体改革案

Gesellschaftspolitik 論、カトリック社会政策論の内容を想的潮流、すなわちオルド自由主義 (社会的市場経済)、革案の起草者たちが属したり影響を受けたりした三つの思ここでは、五七年改革の成立を促した主要な社会全体改

四一一 オルド自由主義(Ordoliberalismus)(社会的市

場経済(Soziale Marktwirtschaft))

言ではないことから、それらの内容についても適宜触れる。

そして、オルド(秩序)という名の通り、市場における自でもなく、中央統制経済体制でもない「第三の道」と呼ぶ。プケ、エアハルトらによって開花した経済政策理論である。オルド自由主義思想の流れを受け継ぎ、戦後、オイケン、レムルド自由主義とは、ハイエク、ミーゼス、リュストウオルド自由主義とは、ハイエク、ミーゼス、リュストウ

由な経済秩序(競争秩序と呼ばれる。完全競争が実現され

には、 る自由市場経済のこと)の形成・維持を志向し、 の経済活動に介入する政策 自由価格、独占禁止、労働者保護など) であるとする。 しうるための諸条件を整備する、秩序政策(通貨の安定、 自由放任では不十分であり、 国家の役割は、そのような競争秩序が機能 (経過政策) 国家の強い役割が必要 は原則として禁じ に限定され、個々 そのため

られる。

よって実現された経済秩序そのものをも意味」する。た、広範な経済政策の体系であると同時に、この政策 イツの戦後復興及びその後の経済成長の基本政策に適用し いる思想である。これは、「オルド自由主義理論を、 ラー=アルマックによって作られ、今日まで受け継がれて 本原則として、一九四九年に西ドイツの初代経済次官ミュ また、社会的市場経済とは、戦後西ドイツ経済政策の基 西ド に

消される、とする。ゆえに、社会政策に対して消極的であ 争秩序さえ十分に機能していれば、 在する。 ォ 適切な経済政策によって自由で健全な社会秩序さえ果 ルド自由主義の社会政策理解には、二つのタイプが ひとつはオイケンに代表されるタイプであり、 あらゆる社会問題は解 競 存

たされれば、

大量失業、

供給不足、生活不安などの弊害は

۲

防止される、と考える。 もうひとつは、レプケやミュラー=アルマックのような、

社会学的新自由主義と呼ばれるタイプである。 sellschaftspolitik) チス時代への強烈な批判から、国民のマス(大衆)化やプ 合性を持つ範囲内でのみ、社会政策を許容した。 ために、財産形成政策や、空間整備政策 国家に隷属しない、自立した国民の形成を志向した。 ロレタリア化を、全体主義につながるものとして危惧し、 中央と地方の生活空間の差異をなくす)などを打ち出 社会の自然 秩序に基づく総合社 の必要性を唱えた。そして、 (地方都市を整備 会政策 彼らは、 市場整 その

Ļ

とが、 均等原則に近い、 険料率を算定要素として組み入れるなど、給付・反対給付 た。このプランで提唱された新年金算定方式が、 オルド自由主義は、 その現れである。 厳密な拠出金比例方式に基づいていたこ シュライバー・プランに影響を与え 過去の保

he (Christliche) Soziallehre)

カトリック (キリスト教) 社会政策論 (Katholisc

四--

イツでは有力な学派であり、代表的論者として、ネル

この思想の主張の基本線は、個々人の人間性の尊厳の尊=ブロイニングやヘフナーなどが挙げられる。

重及び、

連帯性原理と補完性原理 (自治助成原則)、

自由

この原理は存在論的であると同時に倫理的でもある」。こ で補完的な援助に留まる。 ゆえに補完性原理は、「上位の す。その活動は負担の肩代わりであってはならず、あくま 会的構成体が個々の成員に対して行なう補完的な活動を指 理から直接、 切の個々人が全員のために」であり、このような連帯性原 の原理の基本命題は、「全員が一切の個々人のために、 略)道徳的責任(連帯責任)を意味している。したがって 個人と社会の結合(連帯関与)にもとづき、他方では(中 る」。そしてまた、「この原理は一方では存在的、相互的な 社会性に同時に付帯し、相互間の結合と義務を意味してい るべき原理とされる。 連帯性原理とは、「人間の人格性と あり、片方が欠ければ不完全となるような、対で用いられ 連帯性原理と補完性原理であり、これらは互いに補完的で 序に基づく社会経済秩序、などである。中でも重要なのは な競争・中間組織による自助・国家の支援という三元の秩 補完性原理が導かれる。補完性原理とは、 社

ঽ

と定められた。

が、個人や小規模社会手段の自助の促進と、その援助であたことを行うことで援助を与えるべきである」という消極的側面と、「上位の共同体は、下位の構造や成員が、独自の主導権と力によって遂行できることを引き受けるべきではない」という消極的側面を持つとされる。 この思想は、一九五五年に首相の肝いりで発表された社 この思想は、一九五五年に首相の肝いりで発表された社 この思想は、一九五五年に首相の肝いりで発表された社 この思想は、一九五五年に首相の肝いりで発表された社 この思想は、一九五五年に首相の肝いりで発表された社 この思想は、一九五五年に首相の肝いりで発表された社 この世帯性・補完性原理が据えられ、また国家の後期である」という 積極的側面と、「上位の共同体は、下位の構造や成員が、

四一三 Gesellschaftspolitik 論 (総合社会政策論、ある

いは社会政策の現代理論)

社会政策の対象を新たに「全階級・階層における家族」にた従来のドイツ社会政策(伝統理論)を時代遅れとみなし、労働者階級の救済を目標とする、非常に階級政策的であった従来のドイツ社会政策に一九五〇年代に登場した。「憐れな」たやミュラー・アルマックによっても提唱されていたが、ケやミュラー・アルマックによっても提唱されていたが、この思想は既述のように、オルド自由主義に属するレプ

共同体は、下位の構造や成員に対して、それらが本来なし

部

・中間集団にも広く分散化される)、である。

論者は、 拡大と家計の安定化の重視 ヒャー ロート、 新理論の主張の基本点は、 などである。 アヒンガー、 主要な社会全体改革案の起草者であるマッケン シュライバーや、モリトア、ベット ①全社会階層への政策対象の

設定し直そうとする、社会政策の新理論であった。

代表的

変動と密接に同調しあうので、 造との不可分な機能的連関の認識 ゆえに、社会保障の諸政策手段は、全て社会的給付として 如していた。 を凌駕している状況に鑑みて)、②社会政策と経済社会構 国家だけでなく、下からの自助・共済機能を営むべき下 bsthilfe) の招来の強調 の活力の回復、 きとされる)、③家族のような基底的社会集団の生活保障 資率・移転所得額・社会的総生産などと関連を問われるべ 統一的な社会予算の中で統轄され、 今日の社会政策は経済循環や社会構造全体の 及び自助の新時代(neue (この意味で社会政策の主体は、 (労働者の所得が他の社会階級 相互間の調整が急務となる。 (従来の社会政策には欠 国民経済の消費率・投 Ara der Sel-

経

つだろう。

sellschaftspolitik 論の内容の実現を志向しているといえ 四一四四 オ ルド自由主義とカトリック社会政策論 三思想の関連性と共通点

は

共に

Ge-

tik を社会的市場経済の第二段階として捉えており、

例えばミュラー=

アルマックは、

Gesellschaftspoli-

また

sellschaftspolitik として要請していた。そもそもオルド(33) 間整備政策や環境への配慮などの、自然的な生活空間の尊 sellschaftspolitik 論によってである、 政策や社会保障の分野に用いられうるようになったのは、 自由主義や社会的市場経済といった経済政策理論が、 レプケも、マス化・プロレタリア化を防止するために、 ゃ 済社会構造と社 財 産形成策や、 会政策 中 間階層化 の 機 能 的 . つ との解釈も成り立 連 促進などをGe-関 を説 ر ج و 社会 空

重

sellschaftspolitik として、 される『社会改良』を主張する、と述べていた。 (35) 化社会の『社会問題』成立以来の単なる社会政策とは区別 たす能力を持つ社会秩序を創ろうとするような Ge 全共同体とその構成員に対して共同福祉機能を最大限に果 また、カトリック社会政策論者も、 キリスト教社会理論 例えばクラウスは、 またシュ は 工業

していたことが分かる。

カト Gesellschaftspolitik の目標実現のための手段として意識 動様式 間の行動様式 ラ の社会的行動様式の経験的知識 (Gemeinwohl) ij ック社会政策論に連なるような宗教・倫理的要素を (政治学)などの諸領域を包含する、 į Gesellschaftspolitik の目標である共同福 (国民経済学)、 は 人間の心情問題 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (36) 権力組織に関する人間の行 (社会学)、 (宗教、 と述べており、 財に関する人 倫理)、 人間

祉 められる。

が、 まり、 そしてカトリック社会政策論においても自助は重視され 者にも受容されていた。(39) る解決が試みられるが、その問題が個々人で解决困難であ よって補完されうることを強調する点が特徴的である。 おける保険原理や等価原則の尊重などは、 策及び自律的な中間層の創出の促進や、 三思想の共通点は、「自助 その自助が連帯性・補完性原理に基づく集団の援助に ある問題が生じたさいには、 Gesellschaftspolitik 論における、 次に人々が連帯し、自助組織を形成して解決 (Selbsthilfe) まず個々人の自助に オルド自由主義に

その表れである。

諸前提から出発している」と述べた。 論のそれにまったく至近の社会哲学的 これらにかんして社会回勅 ク社会政策論の主要原理である補完性原理は、 ていく。 ところは、社会的市場経済にきわめて近い経済秩序に導い に関してロー シ は様々に指摘されている。 . ച 才 ۲° 社会国家的なサービス体系の必要性と限界 ル ド自由主義とカトリック社会政策論も、 Į 他方、 カ ı マ教皇から出される回勅のこと〕 は 社会的市場経済の構想は、 「経済における自由と個人的創意、 例えば両思想を比較検討した 〔筆者注=その時々の重大問題 また、 ・人間学的な一連 カトリック社会 現にカト ij の言明する その類似性 (中略)、 ュ スト ij 争 ゥ ッ の

される。 る。

る場合には、

位の団体は援助を行う倫理的権利と義務を持つに至る、 を試みる。そしてそれでも解決されない場合に初めて、

schaftshilfe zur Selbsthilfe)という原則のもとで行われ 髙揚するような、 自助のための共同体の援助 あくまで各人の自立性を回復、 (Gemein-維持、

国家による援助は、

るだけ広範な余地を保障する、という義務を国家に課すが、

の自由な生活を助け、

その自発的な生活形成のためのでき

しえないことに限定される、とする補完性原理は、

社会による個々人への援助は、

彼らが自力では

لح 上

ょ つ

個々人

やミュラー

•

7

'n

マックやオイケンなどのオルド自由主義

の重視」

に求

財産形成政

ねばならない、 、とされ<sup>(22)</sup>

つまりカトリック社会政策論においては、

個々人の自助

識 バー・プランでは、 個々人の自助の補完としての連帯性・補完性原則という認 重視される。 が連帯性・補完性原理によって補完される、 は あるいは予測可能な変化しかしないことが自明であ 広くなされていたようである。 そして実際に当時は、 「社会保険の連帯団体は、 オルド 例えばシュライ 自由主義的 という側 その範囲が 面 な

不変、

るから、

積立金を保持する必要がなく、また動態的な年金

は、

シ

は、

算定式に基づく計算が可能である。

しかし自助という特徴

金受給者からなる「社会保険の連帯団体」の特徴として、 うことを提案する」と述べられた。 するために、 は認められつづける。このような自助という特徴を明確に 私は法定年金保険の財源を保険料のみから賄 つまり、被保険者と年

持ちつつも、 は自助が前提とされるが、 者のクヴァンテも当時の論文で、 自助が存在するとされる。 つまり社会と結びついた自助であり、 給付と拠出の関係という点では、 また、 しかし社会保険における自助は、 保険や社会保険において Gesellschaftspolitik 繪 連帯性原理を 自助原則を

想定している、

と述べていた。

であり、

それらの本来の意味内容を変容させた、

五

えず、 進によって尊重されたが、 由主義においては、 窺える(このような解釈は連帯性原理と自助概念の によって自助を補完する思想として捉えたであろうことが た。ここから、 会政策論的な、世代間契約思想に基づく賦課方式を提唱 志向した。そして年金財政方式においては、 おける保険原理の貫徹や、扶養原理を極力除去することを 自由主義的な自助概念に基づく制度を提唱し、 みなして、積極的にこれを排除しようとするなど、 比例方式を提唱した。 よって補完されるとみなされた。 以上から分かるように、 ュライバーは年金算定方式においては、 五七年改革のありようにも影響を与えたといえる。 連帯性・補完性原理に基づく集団内や集団間の援助に むしろ国家に極力依存せずに、全国民の連帯性原理 彼が世代間契約思想を、 保険原理や、 また国庫補助金を扶養原理の権化と 個々人の自助は当時、 カトリック社会政策論におい そして、このような認識 拠出・給付均等原則 扶養原理として捉 厳密な拠出金 カトリック社 年金保険に オル オルド の促 ド 自

と捉

ここから、新年金財政方式が当時において容認されえる興味深い指摘も当時見られた)。

て、 解釈されたことで、容認された、と結論づけられる。 る思想として、つまり自助や保険原理に連なるものとして はなく、 の影響から、世代間契約思想が、扶養原理の権化としてで 式と新財政方式との組み合わせは、 修正賦課方式が実現した。 財政方式においては、そのような自助を補完するものとし 的な自助概念に基づく従前所得水準保障年金が実現し、 付建てという不徹底な形ではあるものの)オルド自由主義 由が説明できよう。 カトリック社会政策論的な、世代間契約思想に基づく 新算定方式に体現される自助や保険原理を補完す すなわち、新年金算定方式では、 つまり、 当時における新算定方 カトリック社会政策論 た理 給給 新

せる。 予想はなされても、豊かな保険料収入や国庫補助金からの 的な経済成長が見込まれていたことから、人口構造悪化の のドイツ国民の嫌悪感もさることながら、当時において将(49) 用されなかった。このことは、人口に関する政策への当時 齢人口対稼得人口の比率の悪化を予想し、それへの対策を 考えていたシュライバーは、一九六五—八〇年における老 た。 将来の人口動態の推移に対する楽観から、支持され易か 補填の可能性などによって財政逼迫は免れる、との楽観 来人口動態予測への楽観論が大勢を占めていたことを窺わ いくつか提案していたが、五七年改革にそれらの提案は採 だと思われる。また世代間契約思想自体も、当時における 世代間契約思想は国民存在の永続性を基盤にする、 また、当時は高度成長期であり、将来にわたる持続 ع

家依存を極力拒否するという姿勢から、世代間契約思想は、まスの負の記憶が未だ生々しい中、全体主義に反対し、国理由として、ナチス時代への痛烈な批判が挙げられる。ナツ時においてはこのような解釈は支持され易かった。そのい理に連なると解釈する発想自体が困難であろう。しかし原理に連なると解釈する発想自体が困難であろう。しかし原理に連なると解釈する発想自体が困難であろう。しかし原理に連なると解釈する発想自体が困難である。

存在していたのだろう。

国民の間で自助を補完し促進する手段として支持を得たの

的事情が五七年改革の内容に及ぼした影響などについては、大、給付建てになった背景など)や、当時の政治的・経済方式が採用された背景や、年金算定方式が掛金建てではなた年改革の成立過程の詳細(純賦課方式ではなく修正賦課的背景に焦点をあてて考察した。本稿で扱えなかった、五的背景に焦点をあてて考察した。本稿で扱えなかった、五以上では、五七年改革について、その成立を促した思想

#### 別稿で検討したい。

- (1) その場合に、低所得者層など、自力で十分な拠出を行えない者に対しては、国家が何らかの措置(免除措置や減えない者に対しては、国家が何らかの措置(免除措置や減
- 照 社会保障』No.2091(二〇〇〇年六月一九日)、四七頁、参社会保障』No.2091(二〇〇〇年六月一九日)、四七頁、参
- (4) Hockerts, Hans Günter: Konrad Adenauer und die
- (4) Hockerts, Hans Günter: Konrad Adenauer und die Rentenreform von 1957, in: Repgen, Konrad (hrsg.): Die dynamische Rente in der Ara Adenauer und heute, Rhöndorf 1978, S.20
- (5) 加藤、前掲論文、七—八頁
- (6) Repgen (hrsg.): ebonda, S.81 における Horder = Dorneich の発言を参照。
- (7) 加藤、前掲論文、七頁
- (∞) Hentschel, Volker: Geschichte der Sozialpolitik 1880

-1990. Frankfurt a. M. 1983, S. 164 但し足立正樹『現代

参照

- (\(\sigma\)) R\(\delta\)pke, Wilhelm von: Jenseits von Angebot und Nachfrage, 3. Ver\(\alpha\)nderie Aufl. Erlenbach, Z\(\alpha\)rich, Stuttgart 1961, S.259f.

九六〇年、二七〇頁

- (11) 下和田、前掲書、九九頁、参
- (22) Hockerts, Hans Günter: Die Rentenreform 1957, in: Ruland, Franz (Hrsg.): Handbuch der gesetzlichen Rentenversicherung, Neuwied und F.a.M. 1990, S 98, Manow, Philip: Induviduelle Zeit, institutionelle Zeit, soziale Zeit. Das Vertrauen in die Sicherheir der Rente

und die Debatte um Kapitaldeckung und Umlage in Deutschland, in *Zeitschrift f ür Soziologie*, Jg.27, Hcft

房、一九九五年、九七―八頁、加藤、前掲論文、六頁3, Juni 1998, S.206; 下和田功『ドイッ年金保険論』千倉書

(4) 戸原四郎「西ドイツにおける社会保障整備の一齣」

(15) 期間充足方式の解釈については、 大きく三つの見解が『社会科学研究』第三二巻第五号、七七―八頁、参照

う、世代間契約思想を基盤とし、積立方式からの訣別が意す。だが、現役世代の支出によって老齢世代への給付を賄す。だが、現役世代の支出によって老齢世代への給付を賄す。だが、現役世代の支出によって老齢世代への給付を賄す。だが、現役世代の支出によって老齢世代への給付を賄す。だが、現役世代の支出によって老齢世代への給付を賄す。だが、現役世代の支出によって老齢世代への給付を賄す。だが、現役世代の支出によって老齢世代への給付を賄す。だが、現役世代の支出によって老齢世代への給付を賄するにでいるとみなするに、現代に、現代の場合の説明が意味を表す。

年金法(AnVNG) \$ 30、参照 年金法(AnVNG) \$ 1383 及び、新職員

図された点で、賦課方式の先駆的形態とみなす。

(环) Eucken, Walter: Grundsåtze der Wirtschaftspolitik. 1960, S.189、足立、前掲書、七二頁、Ralf Zeppernick:

Zur Rolle des Staates in der Sozialen Marktwirtschaft.

Tübingen 1987, S.12f.

(18) 出水宏一『戦後ドイツ経済史』東洋経済新報社、一九

七八年、二五一頁

(19) 足立、前掲書、七六頁、参照。

(2) ヴィルヘルム・レプケ、喜多村浩訳『ヒューマニズム

の経済学』 一九五四年、六三頁;足立、前掲書、七七―九

頁、参照

(전) Zeppernick ebenda, S.18

(22) 保坂哲哉「一九五七年ドイツ年金改革の意義」社会保

障研究所編『現代の福祉政策』東京大学出版会、一九八四

年、一一九頁

七年、二二四―五頁、参照。 大陽寺順一『社会政策論の歴史と現在』千倉書房、一九九八年

一頁、参照学院大学経済論集』第9巻第3号、一九九五年、一三〇一学院大学経済論集』第9巻第3号、一九九五年、一三〇一学院大学経済論集。

(氧) Schlotter, Hans-Günter: Grenzen des Sozialstaates als normatives Problem, in: Hohmann, Schönwitz, We-

ber, Wünsche (hrsg.): Grundtexte zur sozialen Mark twirtschaft Band2, Das Soziale in der sozialen Mark twirtschaft, Stuttgart, New York 1988, S.367

- 同文館、一九六七年、二八頁(26) ヨーセフ・ヘフナー (坂本康実訳)『社会・経済倫理』
- (27) ヘフナー、同上、二八―九頁
- (3) Nell-Breuning, Otto von: Solidarität und Subsidiarität im Raume von Sozialpolitik und Sozialreform, in: Böttcher (hrsg.): a.a.O., 1957、但し足立、前掲書、五四一八頁、参照
- (29) 足立、前掲書、五六頁
- (3) Beckel, A.: Subsidiaritätsprinzip, in: Katholisches Soziallexicon, Innsbruck, Wien, München 1964, S.1206 但し足立、同上、五七頁、参照
- に属する論者の主張が網羅されている。 (31) 一九五七年に出版された Bóttcher, Erik (hrsg.): Soz-ialpolitik und Sozialreform という論文集には、この理論のし足立、同上、五七頁、参照

- (33) Muller-Armack, Alfred: Die zweite Phase der soziaten Marktwirtschaft, Koln 1960 但し美崎、前掲論文、 七五頁より引用
- (34) 足立、前掲書、七九─八○頁、参照
- (35) Klaus, O.: Grundfragen der Gesellschaftspolitik, Berlin 1964, S.210-211 但し美崎、前掲論文、七六―七頁よ
- 七八頁、参照 七八頁、参照

り引用

- (37) 野尻、前掲論文、一三〇頁
- (38) Spieker, M.: Katholische Soziallehre und soziale Marktwirtschaft, in: ORDO. Bd. 45, 1994, S.184 但니野

**尻、前掲論文、一三二―三頁より引用** 

- (3) 福田、前掲論文、11頁、Eucken, Walter: Grundsätze der Wirtschaftspolitik, 4. Unveränderte Aufl., Tübingen u. Zürich 1967, S.348 但し足立、前掲書、一九九五、六○頁、参照
- (40) 野尻、前掲論文、一三一頁
- (4) Elsholz, Konrad: Die Sozialreform im staatspolitischen Zusammenhang, in: Sozialer Fortschritt, Jg.4,

## 1955, S.250 但し足立、前掲書、六一頁、参照

- (4) Nell-Breuning, Oswald, von: Erwägungen zum Subsidiaritätsprinzip, in: Wirtschaft und Gesellschaft heute, Bd.1, Freiburg in Br.1956, S.71 但し足立、前掲書、六三頁、参照
- (3) Schreiber: a.a.O., 1957, S.109, しかし実際に可決された年金改革法案においては、老齢年金以外の年金収支について、国庫補助金が給付されることとなった(ArVNG S

S.32)°

- (4) Quante, Peter: Grundsätze der Versorgung, Versicherung und Fürsorge, ın: Böttcher: a.a.O., S.233
- (45) siehe Schreiber: a.a.O., S.87
- (4) siehe Liefmann-Keil, Elizabeth: Rentenpolitik und Lohnpolitik, in: Böttcher: a.a.O., S.327
- (4) siehe Schreiber: ebenda, S.83
- (\pi) Schreiber: ebenda, S.90; Schreiber, Wilfrid: Existenzsicherheit in der industriellen Gesellschaft. Vorschläge

## zur Sozialreform. Köln 1955, S.32-6

- 然と非難される、と記している(siehe Schreiber: a.a.O. おける国民主義の人種立法や人口政策を想起させる、とのついて語れば、反動主義者か反啓蒙主義者とみなされて公のいて語れば、反動主義者か反啓蒙主義者とみなされて公のいて語れば、反動主義者が反啓蒙主義者とみなされて公ののでは、ナチス時代に、知り、当時においては、人口に関する政策は、ナチス時代に、
- (5) 実際に、五七年改革当時において、人口動態の将来予助にか)においても出されておらず、せいぜい「ローテンレルス建議」に、一九七五年までの大まかな予測が出されているだけであった。連邦統計白書(Statisctisches Jahr-かがあて登場したのは、漸く一九六六年のことであった。

二〇〇二年 三 月 四 日をへて掲載決定二〇〇一年十二月一〇日受稿

(一橋大学大学院博士課程)